

取組項目	内容	いつ	どのくらい
年休・夏休の計画的取得	職員（都立学校教員を含む）に、年休と夏休の計画的な取得を推奨する。	大会時まで	職員（知事部局等・公営企業）約4万人、都立学校教職員約1.6万人へ呼びかけ（※1）
時差出勤・フレックスタイム・テレワークの実施	大会期間中にオフピーク通勤を実施する。（テレワークや時差出勤、フレックスタイム等）	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック期間（2020年7月24日から8月9日まで）の平日 ・パラリンピック期間（2020年8月25日から9月6日まで）の平日 	都庁本庁職員の約半数（5,000人程度）が実施 （出先事業所における実施可能な取組も検討）
	テレワークについて、大会関連業務や都民との直接対応が必要な職員を除いた本庁職員（本庁職員の約半数の5,000人程度）が週1回以上実施する。		都庁本庁職員の約半数（5,000人程度）が週1回以上実施
計画的な業務執行による期間中の移動の回避	競技会場が集中する臨海部や競技会場周辺等への出張や現場視察等のほか、会議を大会前後に実施するなど、大会期間中の実施を控える。	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック期間（2020年7月24日から8月9日まで） ・パラリンピック期間（2020年8月25日から9月6日まで） 	都庁各局の本庁・出先事業所における業務全般（※2）
	大会期間中は、事業者の来訪を受けないよう業務の調整を図る。		本庁・出先事業所における業務で調整が可能なもの（※2）
	都民に送付する文書を大会前後に郵送するなど、期間中の送付を避ける。		時期の調整が可能な文書（※2）
	他自治体等からの行政視察等に関して、大会期間中を避けるよう日程変更の協力依頼を行う。		都庁各局の業務全般
都主催イベント等の実施時期の変更	例年7月中旬から9月上旬に実施しているイベント・見学会・講習会等を大会前後に実施するよう関係者調整を進める。	2019年4月から大会時まで調整	都庁各局で実施するイベント・見学会・講習会等全般（※2） <イベント例> 都民参加型イベント、体育大会、都立図書館主催の講演会など
研修等の実施時期の変更	例年7月中旬から9月上旬に実施している研修を、大会期間中の実施を避けるよう2020年度の研修計画を策定する。	2019年度中に調整、2020年5月頃までに決定	職員研修すべて（※2） <参考> H31年度の同時期にテレコムセンターで実施予定の研修（約2,200人）
庁有車利用の抑制	大会期間中は、庁有車の利用を控える。利用する場合も高速道路の利用を控え、競技会場周辺等を避けたルートを通行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック期間（2020年7月24日から8月9日まで） ・パラリンピック期間（2020年8月25日から9月6日まで） 	都庁各局の本庁・出先事業所における業務全般（※3）

※1 大会関連業務に従事する職員は除く

※2 緊急の場合や業務上やむを得ない場合、実施が不可欠な場合は除く

※3 緊急車両や危機管理上必要がある場合、業務上やむを得ない場合等は除く

取組項目	内容	いつ	どのくらい
備品やコピー用紙、広報誌等の納品時期の変更	在庫管理を徹底し、事務用品全般やコピー用紙を大会前にまとめて納品することで、大会期間中に納品しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック期間（2020年7月24日から8月9日まで） ・パラリンピック期間（2020年8月25日から9月6日まで） 	都庁各局の本庁・出先事業所含む約900箇所へ納品しない。（※2） 【参考】平成29年度の同期間における都庁本庁舎のコピー用紙納品箱数箱（推計）：約6,700箱（※4）
	広報誌やチラシ・パンフレット、ポスター等の印刷物を大会前後に納品するなど、大会中に納品しないよう調整を図る。	大会時まで随時調整	都民向け広報誌や職員向け冊子など全般（※2）
コピー用紙・ごみの削減、水筒・弁当箱持参等の推奨	大会期間中のごみ総量を削減する。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料の電子化、両面コピーの徹底、資料の最低限印刷等により、コピー用紙の使用量を削減し、紙廃棄量を抑制 ・古紙(雑誌・段ボール等)やシュレッダー紙等を大会前後にまとめて搬出し、大会中の搬出を控える ・水筒・弁当箱の持参を職員に呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック期間（2020年7月24日から8月9日まで） ・パラリンピック期間（2020年8月25日から9月6日まで） 	都庁各局の本庁、出先事業所で実施（期間中に発生するごみ総量を、例年同時期と比較して約40%削減を目指す） 【参考】平成30年7月の都庁舎におけるごみ総量：約87t
各局と連携した企業や団体等へのTDMの周知	都の政策連携団体や関係事業者のほか、イベントや会議等の参加企業に、TDMチラシ等を配布し、「2020TDM推進プロジェクト」の登録や交通混雑緩和の協力を呼びかける。	大会時まで実施	都の全33の政策連携団体 都庁各局等の関係事業者全般 イベントや会議等の参加企業
都施設等での来庁者へのTDMの周知	都民が訪れる都施設や都庁各局の受付窓口等で、TDMチラシの配布やポスターの掲示等により、大会時の交通混雑緩和に向けた周知を実施する。	大会時まで実施	都民が訪れる都施設や受付窓口など全般 <都施設の例> 都営地下鉄駅構内、都バス車内、都税事務所、都内市場、都立公園・海上公園、都立図書館、都議会PRコーナー、都立スポーツ施設など
都庁発注工事の調整	大会関係地域等（会場周辺や大会関係者輸送ルート、観客輸送ルート、重点取組16地区等）において、路上工事の調整に関する具体策を検討し実施する。（発注時期調整、夜間振替、一時休止等）	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック開会式前日から閉会式翌日まで（2020年7月23日から8月10日まで） ・パラリンピック開会式前日から閉会式翌日まで（2020年8月24日から9月7日まで） 	都庁発注の道路工事・企業者路上工事全般が対象（※5）
	競技会場や大会関係者輸送ルート等がない区部や多摩地域（圏央道内側）において、工事関係車両の削減に関する具体策を検討し実施する。（発注時期調整、工事車両の出入り時間の調整、夜間振替等）	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック期間（2020年7月24日から8月9日まで）の平日 ・パラリンピック期間（2020年8月25日から9月6日まで）の平日 	都庁発注の道路工事・企業者路上工事、その他公共工事全般が対象（※5）

※2 緊急の場合や業務上やむを得ない場合、実施が不可欠な場合は除く

※4 H29年度の本庁舎におけるコピー用紙使用箱数80,284箱より推計

※5 その年に必要な工事を着実に実施することを前提に調整。緊急工事や沿道建物へのライフライン供給工事、調査、清掃等は除く。